



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*49 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 1
○ 告示		
983 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課) 3
984 〃	(〃) 3
985 保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課) 3
986 公共測量の終了	(技術調査課) 3
987 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 4
988 〃	(〃) 5
○ 選挙管理委員会告示		
89 政治団体の届出事項の異動の届出	 6
90 政治団体の解散の届出	 7
91 政治団体の収支報告書の要旨	 7
92 政治団体の設立の届出	 8

規 則

和歌山県規則第49号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第 1 3 号様式 (第 1 1 条関係)

身体障害者手帳交付(再交付) 申請書

年 月 日

○ 居 住 地

○ 郵便番号

○電話番号

○ 氏 名

印

○ フリガナ

※ 氏名は、姓名別に記入してください。

○ 生年月日

年 月 日

○ 性 別

男 ・ 女

○ 児童との続柄

15歳未満の児童

○ 氏 名

○ フリガナ

※ 氏名は、姓名別に記入してください。

○ 生年月日

年 月 日

○ 性 別

男 ・ 女

和歌山県知事 様

私は先に身体障害者手帳の交付(手帳番号:和歌山県 第 号
交付日: 年 月 日)を受けましたが、

- 1. 別の障害が発生したので
- 2. 障害程度が変化したので
- 3. 再認定の時期がきたので
- 4. 紛失したので
- 5. 破損したので
- 6. 記載事項欄に余白がないので
- 7. 写真を貼り替えたいので
- 8. その他 () ※理由を記入してください。

関係書類を添えて交付(再交付)を申請します。

備 考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が代わって申請してください。
- 2 写真1枚(横2.5cm×縦3cm(正面上半身脱帽))を添付してください。
- 3 申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

受付窓口担当者記入欄

手帳番号等の点字表記希望の有無(有・無)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第983号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
いまえクリニック	和歌山市加納201-8	今栄信治	平成 23. 9. 1

和歌山県告示第984号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
保険調剤薬局トーフ加納店	和歌山市加納248-4	則岡知江	平成 23. 9. 1

和歌山県告示第985号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市深谷字平53の3、字本谷387の3、387の4
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第986号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年9月9日

- 1 作業の種類 公共測量 (道路台帳図データ更新)
- 2 作業期間 平成23年3月7日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市の一部

和歌山県告示第987号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

本川右支溪 (8-426-1-020)、城谷 (8-426-1-021)、音無川左支溪 (8-426-1-022)、音無川右支溪 (8-426-2-021)、音無川右支溪 (8-426-2-022)、高原1 (I-4354)、高原2 (I-4366)、高原3 (I-4367)、高原8 (II-6137)、高原9 (II-6138)、高原10 (II-6139)、高原11 (II-6140)、高原12 (II-6141)、高原13 (II-6142)、高原14 (II-6151)、高原15 (II-6152)、高原4 (II-6153)、高原5 (II-6154)、高原6 (II-6155)、高原7 (II-6161)、高原下谷 (III-3381)、高原向田 (III-3395)、高原16 (IV-6001)、高原17 (IV-6002)、中村地1 (I-2075)、温水 (I-2076)、口赤井 (I-2077)、岩田町 (I-2078)、中村地2 (I-4734)、中村地3 (I-4735)、上町1 (I-4736)、中村地4 (II-8393)、温水 (II-8394)、上町2 (I-60041)、本宮3 (I-60042)、本宮4 (I-60043)、本宮6 (I-60045)、本宮8 (I-60047)、中村地5 (II-60037)、中村地6 (II-60038)、温水3 (II-60039)、温水4 (II-60040)、本宮5 (II-60044)、本宮7 (II-60046)、本宮9 (II-60048)、本宮10 (II-60049)、本宮1 (I-4737)、本宮2 (I-4738)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

(2) 土砂災害警戒区域の名称

高原谷 (475)、焼地藏 (476)、高原 (29)、本宮 (27)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局

建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第988号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

清川南部川右支溪(5-388-1-014-1)、南部川右支溪(5-388-1-015)、南部川左支溪(5-388-1-016)、木の川支溪(5-388-2-031)、軽井川左支溪(5-388-2-032)、軽井川左支溪(5-388-2-033)、南部川右支溪(5-388-2-034)、南部川右支溪(5-388-2-035)、南部川右支溪(5-388-2-037)、南部川右支溪(5-388-2-038)、南部川右支溪(5-388-2-039)、南部川右支溪(5-388-2-040)、南部川左支溪(5-388-2-041)、南部川左支溪(5-388-2-042)、南部川左支溪(5-388-2-043)、南部川左支溪(5-388-2-044)、南部川右支溪(5-388-1-0001)、木の川左支溪(5-388-2-0001)、南部川左支溪(5-388-2-0002)、南部川左支溪(5-388-2-0003)、南部川左支溪(5-388-2-0004)、軽井川右支溪(5-388-2-0005)、軽井川右支溪(5-388-2-0006)、木の川左支溪(5-388-2-0007)、南部川右支溪(5-388-2-0008)、木の川左支溪(5-388-2-0009)、南部川右支溪(5-388-2-0010)、南部川右支溪(5-388-2-0011)、南部川右支溪(5-388-2-0012)、高野川右支溪(5-391-1-0002)、清川奥軽井川2(Ⅱ-4749)、清川木の川7(Ⅱ-4750)、清川木の川8(Ⅱ-4752)、清川奥軽井川3(Ⅱ-4755)、清川奥軽井川4(Ⅱ-4757)、清川奥軽井川5(Ⅱ-4758)、清川奥軽井川6(Ⅱ-4760)、清川奥軽井川7(Ⅱ-4761)、中家(Ⅱ-4764)、清川奥軽井川8(Ⅱ-4765)、清川木の川9(Ⅱ-4768)、上石倉(Ⅱ-4772)、清川10(Ⅱ-4776)、清川木の川10(Ⅱ-4778)、清川木の川11(Ⅱ-4781)、清川木の川12(Ⅱ-4782)、清川木の川13(Ⅱ-4785)、清川11(Ⅱ-4786)、清川木の川14(Ⅱ-4788)、清川木の川15(Ⅱ-4799)、清川12(Ⅱ-4800)、下垣内(Ⅱ-4847)、岡崎(Ⅱ-4848)、大野上(Ⅰ-1297)、上長滝中(Ⅰ-1299)、中宇呂住(Ⅰ-1300)、奥軽井川(Ⅰ-1301)、寺垣内(Ⅰ-1303)、泰中(Ⅰ-1304)、川口(Ⅰ-1305)、大橋・下角(Ⅰ-1311)、名萩・名之内(Ⅰ-1314)、清川1(Ⅰ-4066)、清川2(Ⅰ-4068)、清川3(Ⅰ-4069)、清川下大橋(Ⅰ-4070)、清川長滝(Ⅰ-4071)、清川洞1(Ⅱ-4727)、清川洞2(Ⅱ-4728)、清川洞3(Ⅱ-4729)、清川洞4(Ⅱ-4730)、清川木の川1(Ⅱ-4733)、清川木の川2(Ⅱ-4734)、清川木の川3(Ⅱ-4736)、清川木の川4(Ⅱ-4739)、清川木の川5(Ⅱ-4740)、清川木の川6(Ⅱ-4741)、清川奥軽井川1(Ⅱ-4747)、清川下大橋6(Ⅱ-4849)、角仏(Ⅱ-4850)、清川大橋1(Ⅱ-4851)、岡田(Ⅱ-4853)、清川8(Ⅱ-4855)、清川木の川16(Ⅱ-4801)、清川木の川17(Ⅱ-4802)、清川下大橋1(Ⅱ-4804)、清川名之内1(Ⅱ-4813)、清川下大橋2(Ⅱ-4815)、清川下大橋3(Ⅱ-4816)、大谷(Ⅱ-4818)、清川下大橋4(Ⅱ-4821)、清川名之内2(Ⅱ-4822)、平1(Ⅱ-4823)、清川5(Ⅱ-4824)、清川長滝1(Ⅱ-4825)、清川長滝2(Ⅱ-4828)、清川長滝3(Ⅱ-4831)、清川名之内3(Ⅱ-4832)、谷口2(Ⅱ-4834)、大橋(Ⅱ-4835)、清川下大橋5(Ⅱ-4837)、清川名之内4(Ⅱ-4838)、清川7(Ⅱ-4839)、下円藤(Ⅱ-4840)、常楽(Ⅱ-4841)、清川名之内5(Ⅱ-4846)、清川(204)(Ⅰ-50090)、清川(133)(Ⅰ-50091)、清川(112)(Ⅰ-50092)、清川名之内6(Ⅱ-4858)、酒屋(Ⅱ-4859)、清川名之内7(Ⅱ-4860)、清川名之内8(Ⅱ-4861)、清川名之内9(Ⅱ-4862)、清川名之内10(Ⅱ-4863)、桑畑(Ⅱ-4864)、清川下大橋7(Ⅱ-4865)、芝2(Ⅱ-4866)、清川下大橋8(Ⅱ-4869)、清川大橋2(Ⅱ-4872)、清川大橋3(Ⅱ-4873)、清川大橋4

(Ⅱ-4874)、大橋(Ⅱ-4876)、清川木の川18(Ⅱ-4930)、清川奥軽井川9(Ⅱ-4931)、清川(369)(Ⅱ-50090)、清川(325)(Ⅱ-50091)、清川(323)(Ⅱ-50092)、清川(318)(Ⅱ-50093)、清川(295)(Ⅱ-50094)、清川(278)(Ⅱ-50095)、清川(277)(Ⅱ-50096)、清川(266)(Ⅱ-50097)、清川(265)(Ⅱ-50098)、清川(258)(Ⅱ-50099)、清川(222)(Ⅱ-50100)、清川(183)(Ⅱ-50102)、清川(175)(Ⅱ-50103)、清川(174)(Ⅱ-50104)、清川(161)(Ⅱ-50105)、清川(153)(Ⅱ-50106)、清川(148)(Ⅱ-50107)、清川(146)(Ⅱ-50108)、清川(135)(Ⅱ-50109)、清川(131)(Ⅱ-50110)、清川(116)(Ⅱ-50111)、清川(115)(Ⅱ-50112)、清川(058)(Ⅱ-50113)、清川(056)(Ⅱ-50114)、清川奥軽井川(Ⅲ-2678)、清川25(Ⅲ-2679)、清川26(Ⅲ-2680)、清川28(Ⅲ-2682)、清川31(Ⅲ-2683)、清川29(Ⅲ-2684)、清川名之内(Ⅲ-2689)、清川13(Ⅲ-2690)、清川14(Ⅲ-2691)、清川15(Ⅲ-2693)、清川17(Ⅲ-2694)、清川18(Ⅲ-2697)、清川20(Ⅲ-2698)、清川21(Ⅲ-2700)、清川22(Ⅲ-2702)、清川23(Ⅲ-2703)、清川24(Ⅲ-2704)、清川113(Ⅰ-50093)、清川57(Ⅱ-50115)、清川58(Ⅱ-50116)、清川59(Ⅱ-50117)、清川62(Ⅱ-50120)、清川63(Ⅱ-50121)、清川64(Ⅱ-50122)、東神野川12(Ⅱ-4812)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

南部川右支溪(5-388-1-014-2)、南部川右支溪(5-388-2-036)、軽井川(447)、清川(199)(Ⅱ-50101)、清川61(Ⅱ-50119)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年9月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
	主たる事務所の所在地	東牟婁郡太地町森浦703-4 南紀パシフィッ	東牟婁郡太地町元浦703番地 南紀パシフィ			

東牟婁郡医師連盟		クヴィラ402号	ックヴィラ401号	平成 23.7.8	政治団体	
	代表者	木下欣也	清水寛			
	会計責任者	坂野智洋	宮本岳			
税理士による岸本周平後援会	会計責任者	湯川直樹	鶴島信二	平成 23.7.25	政治団体	
岡本章後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡九度山町九度山448-1	伊都郡九度山町九度山1403-2	平成 23.7.26	政治団体	
小佐田昌計後援会	政治団体の名称	小佐田昌計後援会	小佐田まさかずを励ます会	平成 23.7.26	政治団体	
	代表者	門三佐博	大浦達雄			
和歌山県社会保険労務士政治連盟	代表者	坂口育生	牧宮幸一郎	平成 23.7.29	政治団体	
	会計責任者	重田廣志	坂口育生			
日本共産党紀北地区委員会	会計責任者	宮井健次	阪本民代	平成 23.7.29	政党	
山田としお和歌山県後援会	主たる事務所の所在地	海南市日方1520番地	和歌山市美園町5丁目1の1	平成 23.8.1	政治団体	
和歌山県農政連盟	主たる事務所の所在地	海南市日方1520番地	和歌山市美園町5丁目1の1	平成 23.8.1	政治団体	
世耕弘成後援会白浜支部	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町中41	西牟婁郡白浜町3118-1	平成 23.8.10	政治団体	
	代表者	浜野義孝	堀川浩			

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年9月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
大艸主馬後援会	吉田禎之	平成 23.7.17	平成 23.7.19

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年9月9日

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

大艸主馬後援会

報告年月日 23.03.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

大艸主馬後援会

報告年月日 23.07.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年9月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井本泰造後援会	前田佳昭	嶋勝彦	伊都郡かつらぎ町大字妙寺19番地の1	平成 23.7.11
岡崎幸範後援会	畑中秀敏	上野幸良	有田郡広川町下津木138	平成 23.8.1